

平成 29 年 7 月 19 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

1 新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について

◆ 配付資料 ◆

資料 1：区政だより第 2 号について(案)

資料 2：新たな行政区、行政サービス提供体制について

区政だより第 2 号について (案)

発行時期：平成 29 年 10 月【広報はままつ 2017 年 10 月号と合わせ全戸配布】

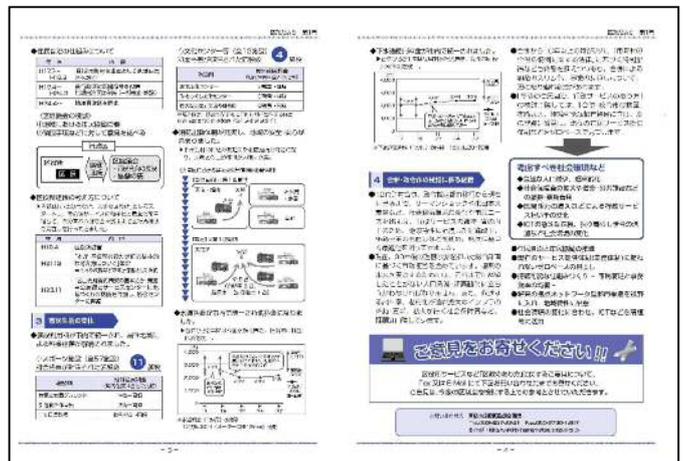
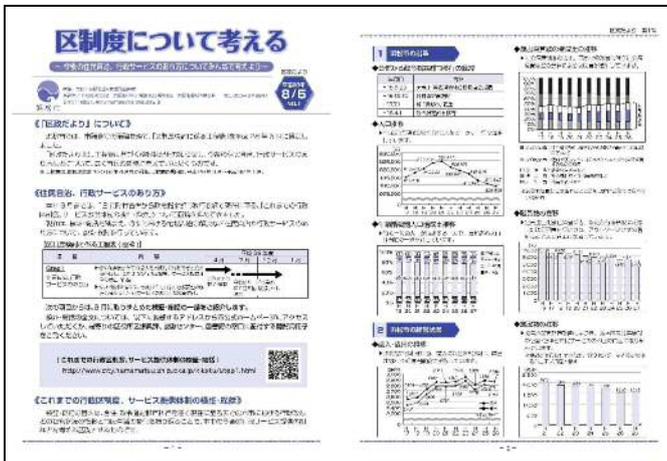
仕様：A3、1 枚 (4 ページ)、2 つ折り、両面 2 色刷

内容

- ◆ 「区政だより」について
- ◆ 工程表 (現在の協議状況)
- ◆ 今後の住民自治、行政サービスのあり方
 - 第 1 章 合併・政令市の検証を踏まえて
 - 第 2 章 住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方
 - 第 3 章 最適な組織の検討
 - 第 4 章 今後の地域コミュニティのあり方
- ◆ 新たな行政区、行政サービス提供体制
 - 第 5 章 最適な行政サービスの提供
 - 第 6 章 今後の住民自治のあり方

参考 平成 28 年 8 月 5 日発行 第 1 号

仕様：A3、1 枚 (4 ページ)、2 つ折り、両面 2 色刷、全戸配布



内容

- ◆ 「区政だより」について
- ◆ 工程表 (現在の協議状況)
- ◆ 合併・政令市の検証
 - 1 浜松市の沿革について
 - 2 浜松市の経営状況について
 - 3 市民生活の変化について
 - 4 総括

区制度について考える

～今後の住民自治、行政サービスのあり方についてみんなで考えよう～

「区政だより」とは
浜松市では、今後の住民自治、行政サービスのあり方などについて、市議会での議論などにより検討を進めています。「区政だより」は、その検討状況を皆様にお知らせするものです。



なぜ、検討が必要なの？今までのやり方ではダメなの？

浜松市を取り巻く社会環境が、大きく変化してきました。
市民の皆様に影響が大きい住民自治と行政サービスについて、今までのあり方を見直し、今後どのようにしていけば維持・強化することができるかについて、検討を進める必要があります。



今後対応しなければならない社会環境の変化

- ◆急速な人口減少、超高齢化
- ◆社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用の増加
- ◆民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など



今後の住民自治、行政サービスのあり方の検討に当たっての5つの視点

- 住民自治と市民協働の推進
- 現在のサービス提供体制（業務体制）に捉われないゼロベースの見直し
- 持続可能な仕組みづくりー市民満足と事務効率の均衡ー
- 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用



具体的には、どんなことを検討をしているの？

これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証を踏まえ、新たな行政区、行政サービスの提供体制（案）の作成を進めています。
今後、この案について、市民の皆様にご説明し、ご意見を伺ってまいります。



【検討の経過と今後の予定】

年月	内容
平成28年3月	「区制度検討に係る工程表」の策定
平成28年4月～6月	これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括
平成28年7月～	新たな行政区、行政サービス提供体制（案）の作成
平成29年10月～	新たな案に対するご説明・意見聴取
平成30年度末	行政区再編の有無の決定

これまでの資料は市公式ホームページに掲載しています。[区制度の検討について](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html)

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html>



新たな行政区、行政サービス提供体制（案）の作成に当たり、合併・政令市の検証を踏まえながら、住民自治、行政サービスに対する基本的な考え方を整理し、今後の住民自治のあり方や最適な組織などについて検討を進めてきました。

ここでは、最適な行政サービスの提供と今後の住民自治、地域コミュニティのあり方について、案の一部をご紹介します。

1 最適な行政サービスの提供

市民の皆様が身近な場所で行政サービスを利用できるよう、以下の点に留意しながら、市役所の組織を見直す必要があります。

- 市民の皆様の利便性に配慮し、身近なサービスは維持向上を図ります。
- 利用頻度が非常に少ない業務などは集約し、効率化を図ります。
- 専門知識を有する職員はなるべく集約し、柔軟な職員配置による機動力の向上を図ります。
- 迅速な意思決定を行うことができる現在の部課制を維持しながら、簡素で効率的な組織体制を構築します。
- 地理的要因に配慮した組織体制とします。

業務の拠点数・役割分担について

◆本庁：行政経営の中核機関



拠点数

1
か所

役割

- ・国、県との協議、調整などの対外的折衝
- ・全市的な政策、施策の企画立案
- ・行政経営に関する管理業務 など



◆事業所*：専門知識を有する職員の業務拠点



拠点数

1
か所以上、現行以下

役割

- ・全市で統一された現場対応が必要な事業の実施



事業所*：現在は、清掃・環境事業所、土木整備事務所、児童相談所などを設置。
(区役所内などに設置されている事業所もあります)

◆区役所：市民に身近なサービスの提供拠点



拠点数

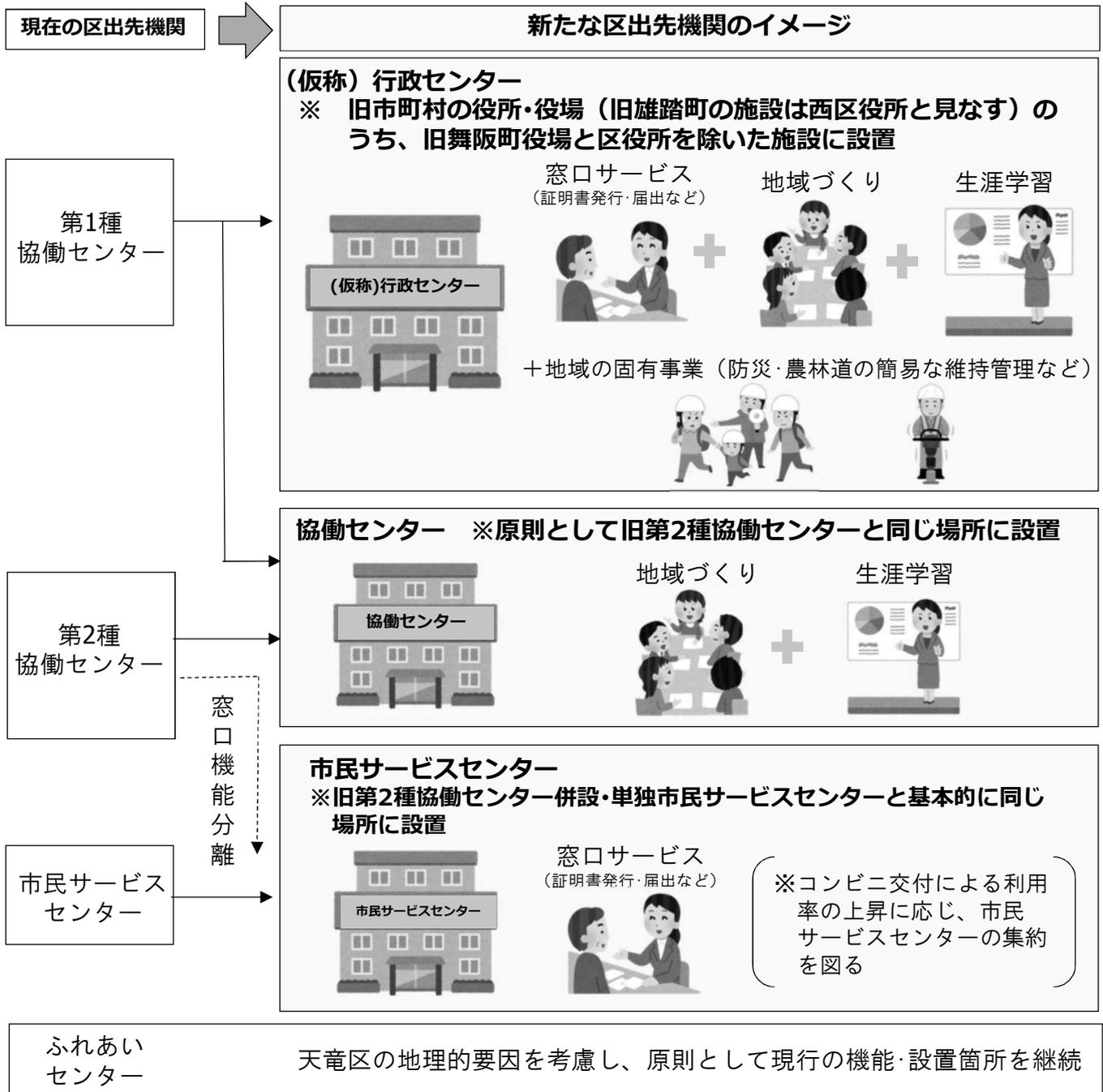
2
か所以上 7
か所以下

役割

- ・市民に身近なサービスの提供
- ・行政情報の発信と市民意見の集約
- ・市民との協働による地域づくりの推進 など



◆区出先機関：区役所機能を効果的に補完する行政サービス提供体制の最前線



【現在の設置数と機能】

- 第1種協働センター：7か所（区役所となっていない合併前の旧市町村役場）に設置され、第2種協働センターより幅広い業務を実施。
- 第2種協働センター：35か所に設置され、窓口サービス（一部取り扱いなし）、地域づくり、生涯学習業務を実施。
- 市民サービスセンター：9か所に設置され、窓口サービス業務のみを実施。
- ふれあいセンター：天竜区内に8か所設置され、窓口サービス（光明は除く）と生涯学習業務を実施。



なぜ、行政センターに名称を変更する必要があるの？

これまで、「協働センター」という名称の中に「第1種」と「第2種」の区別があり、取り扱い可能な手続きなどが異なるため、市民の皆様が混乱されるケースがありました。サービスを受けられる場所がすぐに分かるよう、同一名称・同一業務とするため、名称を変更します。



松山市

2 今後の住民自治、地域コミュニティのあり方

担い手不足が深刻化する地域コミュニティに対する支援や、住民意見を市政へ反映する仕組みづくりが必要です。

◇理想の地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域住民により自発的に形成され、地域住民によって健全に運営されるものであり、地域課題を解決するための活動が日々行われている姿が理想です。

◇地域コミュニティに対する支援

人口減少の進行に伴い、地域コミュニティの役割が重要になるため、市はコミュニティの状況に応じ、必要な支援を行っていく必要があります。

住民に最も身近な地域コミュニティ支援の拠点施設である協働センター機能の維持・向上を図り、コミュニティ担当職員が地域事情に応じた支援を行います。

◇住民意見を市政へ反映する仕組み

地域における市民協働を推進するため、行政区再編を実施した場合においても、区単位で設置される区協議会を継続設置し、住民意見を行政運営に反映します。

また、任意の（仮称）地域委員会を設置し、自治会を中心とした住民が市政に参画する機会を拡大します。



平成29年2月24日に開催された行財政改革・大都市制度調査特別委員会にて、行政区再編を検討するためのたたき台として、現行の7区から2区・3区とする区割り案を提示しました。関連資料は、市公式ホームページに掲載しています。 
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/170224.pdf>

ご意見をお寄せください！！

住民自治、行政サービスなどに関するご意見について、下記お問い合わせ先までお寄せください。皆様のご意見をお待ちしています！

ご意見は、今後の区制度を検討する上での参考とさせていただきます。

お問い合わせ先

浜松市企画調整部企画課

所在地:〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階

Tel:053-457-2241

Fax:050-3730-1867

E-mail:kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

新たな行政区、行政サービス提供体制について

～持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討～

地方を取り巻く環境の変化①

～人口減少社会の到来～

①人口減少、
超高齢化

②インフラの
老朽化

③社会保障費
の増大

持続可能な
サービス提
供体制を！

地方を取り巻く環境の変化②

～地方分権推進と基礎自治体の強化～

①地方分権
改革

➤ 政令市中心
に権限移譲

②基礎自治
体の強化
(合併、政
令市等)

➤ 自立した
都市経営

特に政令市では
「住民に身近な」
組織で...

✓ サービスの
提供体制

✓ 住民自治
を考える必要！

これまでの本市の主な取組

区役所業務の本庁集約

区協議会の設置運営

区出先機関の再構築

コミュニティ担当職員の配置等

将来を見据えたチャレンジ！

旧浜松市域を一体的な体制とすることで実現
持続可能性と身近なサービスの両立

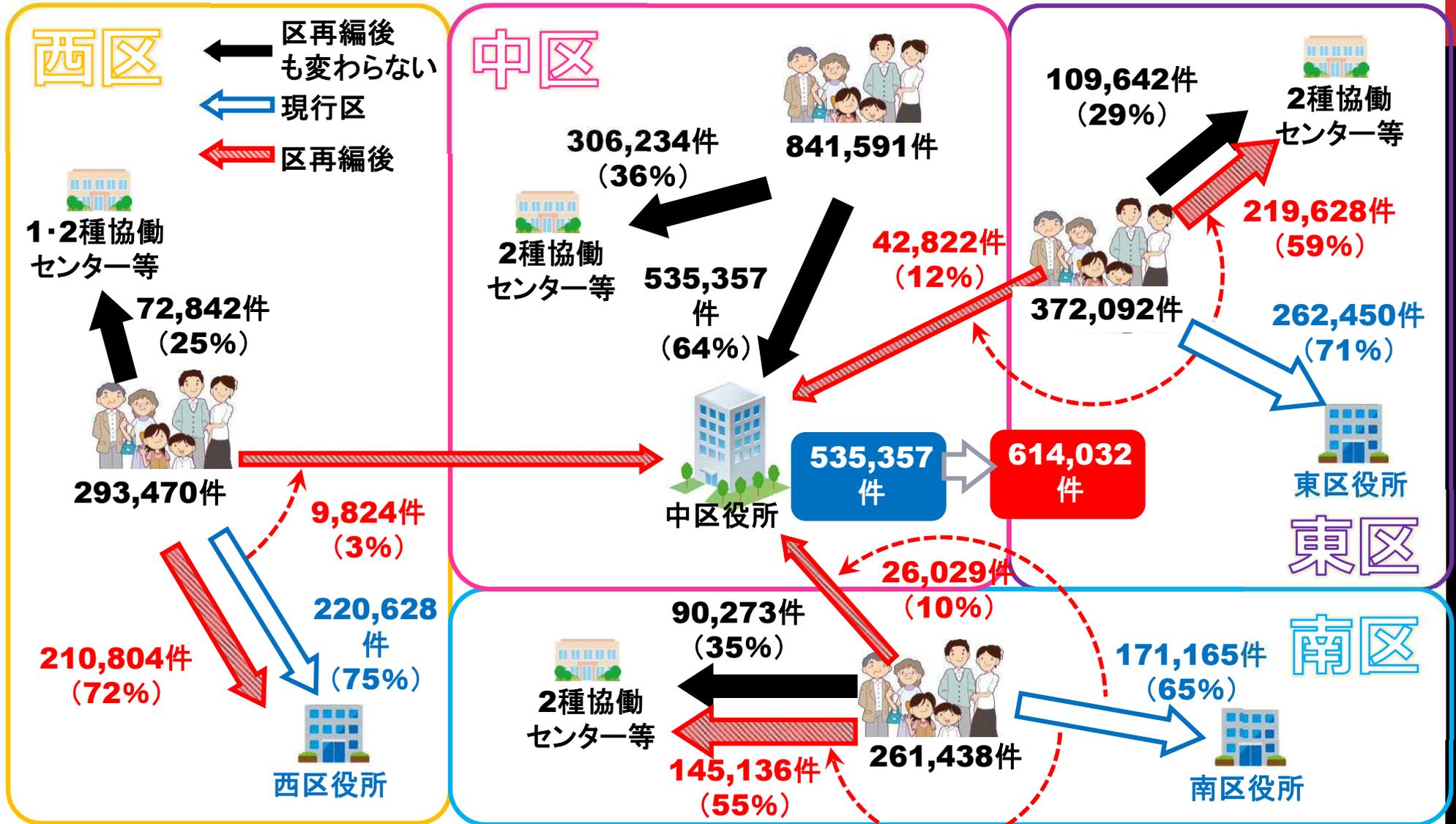
未来を見据えた新たな
区役所モデルを創造！

区再編の場合の組織体制シミュレーションの前提

- ① 今回の検討の前提として、旧浜松市の区域を含む中区、東区、西区及び南区の4区の再編を想定。
- ② 市議会（行財政改革・大都市制度調査特別委員会）にこれまで提示した組織の将来の姿をもとに作成。
区役所→事業所、事業所→区役所を含めた新しい区の出先機関の再編の姿を想定。
- ③ 再編後に中核となる区役所は、中區に置くことを想定。

区再編に伴う区役所取扱業務のシミュレーション

(H27年度実績に基づき試算)



※2種協働センター等とは…
2種協働センター、単独市民サービスセンター、保健福祉センター等の計

区役所のみで取り扱っている業務（中・東・西・南区）

○取扱件数の多い主な業務

業務名	取扱件数
住民基本台帳法	
住居地届(中長期)	5,895
住民基本台帳カード返納(廃止)届	959
埋火葬	
死体(胎)埋火葬許可証明書	4,285
旅券法	
一般旅券発給申請・その他	14,727
一般旅券発給交付	14,426
生活保護業務	
生活保護申請書(新規)	920
生活保護相談(相談件数)	1,506
家庭児童相談業務	
児童家庭相談(相談件数)	1,044
女性相談(相談件数)	1,676
教育相談	1,112

業務名	取扱件数
こども福祉業務	
児童扶養手当認定請求書	622
児童扶養手当 各種変更届	2,142
児童扶養手当 現況届	4,212
母子家庭等医療費現況届	2,251
保育所入所申込書	4,984
保育所関係 窓口相談	14,906
保育所関係 電話相談	16,357
放課後児童会関係 相談(窓口・電話)	1,825
高齢者福祉	
総合相談	3,183
元気はつらつ教室利用者	3,371
緊急通報システム貸与者	2,221

組織・職員数(再編前)



西区

区の組織

区振興課

区民生活課

まちづくり推進課

社会福祉課

長寿保険課

健康づくり課



区出先機関

舞阪協働センター

職員数 103人



中区

区の組織

区振興課

区民生活課

まちづくり推進課

社会福祉課

長寿保険課

健康づくり課

生活福祉課

職員数 206人



東区

区の組織

区振興課

区民生活課

まちづくり推進課

社会福祉課

長寿保険課

健康づくり課

職員数 101人



南区

区の組織

区振興課

区民生活課

まちづくり推進課

社会福祉課

長寿保険課

健康づくり課

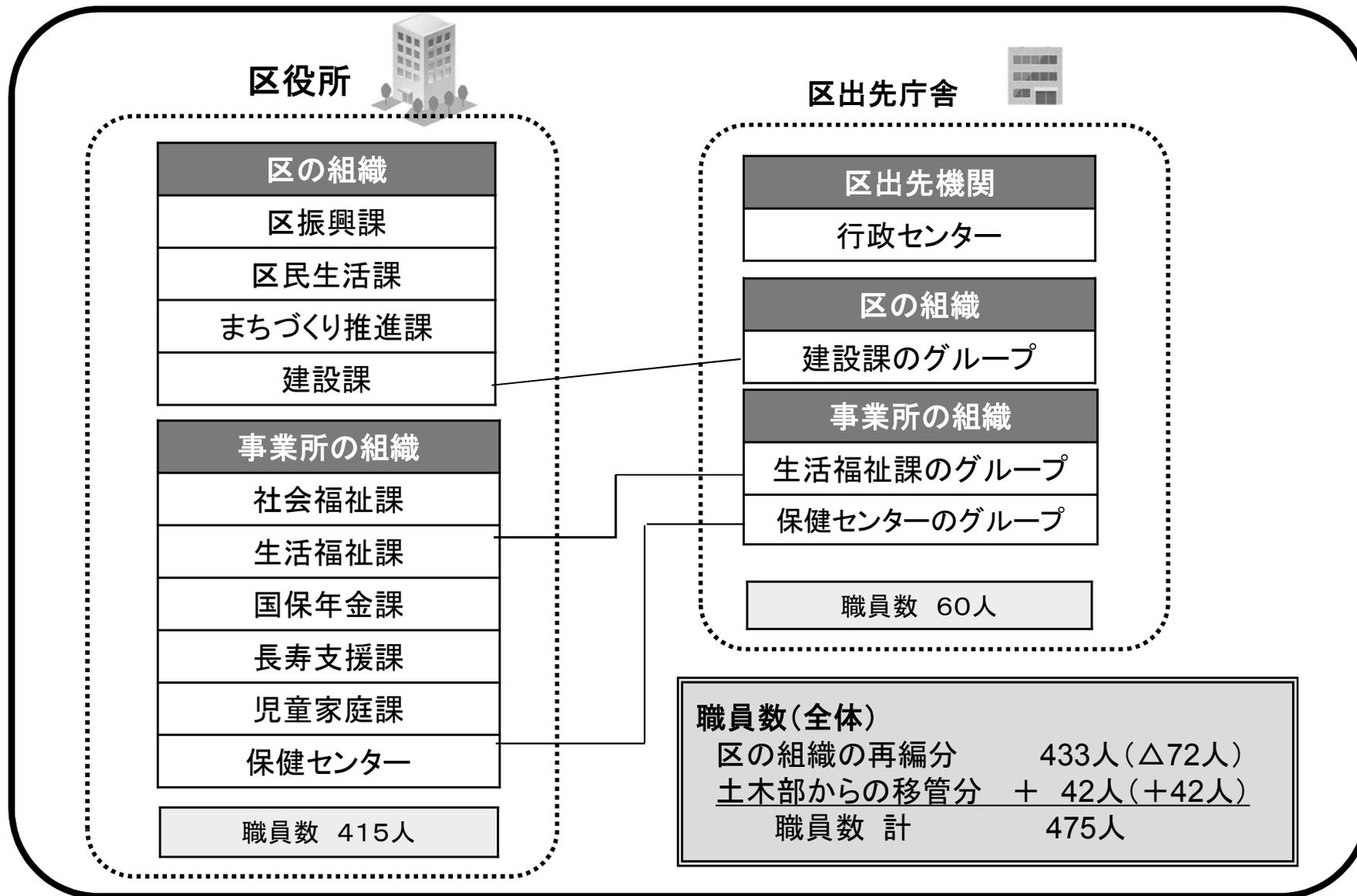
職員数 95人

職員数(4区分) 505人

※職員数は平成28年度の職員数

※第2種協働センター・市民サービスセンターを除く

組織・職員数(再編後のイメージ)



※職員数は平成28年度の職員数を元にシミュレーションしたもの

※第2種協働センター・市民サービスセンターを除く

組織の再編イメージ(詳細)

